

公 告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和7年11月11日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和7年11月11日

岐阜県知事 江崎 禎英

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

多治見商業施設

多治見市小田町六丁目1番4 外2筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エムエル・エステート株式会社

代表取締役 松井 雅人

東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

株式会社スギヤマ薬品

代表取締役 杉山 貞之

愛知県名古屋市千種区内山二丁目13番9号

トヨタモビリティパーツ株式会社

代表取締役 榊原 弘隆

愛知県名古屋市熱田区六野一丁目2番地9

3 変更しようとする事項

（1）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項 目	変 更 前	変 更 後
荷さばき施設の位置及び面積	9 8 . 3 6 m ²	6 6 . 8 6 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	8 7 . 8 2 m ³	2 9 . 3 2 m ³

4 届出年月日
令和 7 年 1 0 月 3 1 日